

登別市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

1 改正の理由

本規約は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づき制定したところですが、令和2年11月施行の同法律の改正に伴い、計画の名称が「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に変更になったため。

2 改正（案）

第3条第1項中「地域公共交通網形成計画（以下、「網計画」という。）」を「地域公共交通計画（以下「計画」という。）」に改め、同条第2号中「網計画」を「計画」に改める。

〈参考：新旧対照表〉

改正前	改正後
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略
第3条 略	第3条 略
(1) <u>地域公共交通網形成計画</u> （以下、「 <u>網計画</u> 」 という。）の作成及び変更に関する事項	(1) <u>地域公共交通計画</u> （以下「 <u>計画</u> 」 という。）の作成及び変更に関する事項
(2) <u>網計画</u> に定められた施策の実施に関する 事項	(2) <u>計画</u> に定められた施策の実施に関する事 項
(3)～(7) 略	(3)～(7) 略
第4条～第14条 略	第4条～第14条 略

3 施行時期

承認の日から施行する。